

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

## 目 次

お知らせ 三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認 ..... スポーツ振興室 1頁

## お 知 ら せ

平成20年 8月26日付け三重県公報第2013号に、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

平成20年 8月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定管理者  
財団法人三重県体育協会  
理事長 田中敏夫
- 2 施設の名称及び利用料金の額  
スポーツガーデンの水泳場  
施設  
個人利用の場合

区 分		金額 (円)	
メインプール、サブプール、飛込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1か月券	1,800
		3か月券	5,000
		6か月券	9,500
	その他の者	1か月券	4,000
		3か月券	11,000
		6か月券	20,000

- 3 利用料金の承認年月日  
平成20年 8月18日
- 4 利用料金の適用年月日  
平成20年 9月 2日

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社